

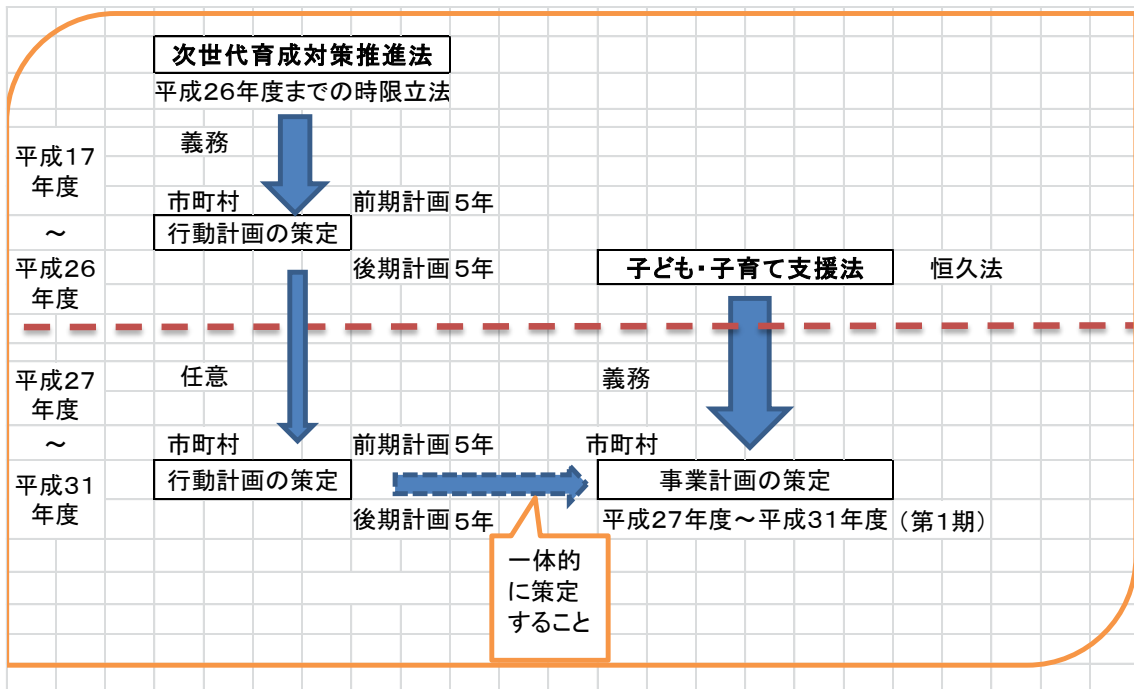
資料 1

子ども・子育て支援事業計画における鹿沼市次世代育成支援対策事業の継承について

1. 国等の経緯及び予定

現在、平成26年度策定を目指しています「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」ですが、下記のとおり「子ども・子育て支援法」に規定する内容を中心に進めてきました。平成26年7月に実施しました国の子ども・子育て会議の中で、次世代育成支援対策推進法に触れ、平成27年3月に終了する予定でした同法の10年間の延長を予定しているとの内容でした。

本市においても、鹿沼市次世代育成支援対策（前期・後期）行動計画を策定し、推進しております。国の予定では、次世代育成支援対策行動計画の策定は、任意とされ、前期・後期（各5年）で策定することになり、本計画との一体的な策定も可能とされました。



2. 市町村子ども・子育て支援事業計画

■子ども・子育て支援法第61条より

○市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。(第1項)

○次の事項を定める。(第2項)

- 1) ・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
「法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数(1号、2号、3号認定)」
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2) ・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3) ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一時的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【教育・保育提供区域】第61条第2項第1号より

市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域

○次の事項を定めるよう努める。(第3項)

- 1) ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2) ・保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与、県が行う施策との連携に関する事項
- 3) ・労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

○そのほか、同法第59条における支援事業を掲載

3. 次世代育成支援対策法に係る行動計画

- ・次世代育成支援対策法は、平成27年3月までの10年間の時限立法。
⇒ 平成37年3月までの10年間の延長をする。
- ・現在の行動計画の策定は必須であったが、次の10年間は任意の予定。

4. 支援事業計画と次世代育成支援行動計画における基本目標・施策の整合

図1のように、本計画と次世代育成支援対策との目標・施策は整合しており、当初は、必要な部分のみの整合を予定しておりましたが、今回の国の指針を踏まえ、同計画において「次世代育成支援対策行動計画」を継承する方向で進めたいと考えております。

なお、次世代育成支援対策行動計画と本計画においては、数値目標が設定されている事業がありますが、重複している事業では、本計画の数値目標を優先して策定する予定です。

